

I 私立専門学校等第三者評価事業について

1 私立専門学校等第三者評価システムの概要

第三者評価の目的と方針

(1) 目的 機構が実施する専門学校等第三者評価事業は、以下のとおりです。

- ① 専門学校教育の質・水準の明確化
- ② 専門学校教育の質・内容の向上
- ③ 専門学校の社会的認知の向上
- ④ 専門学校のステークホルダーとの協同関係の向上
- ⑤ 学校選択への利便性提供

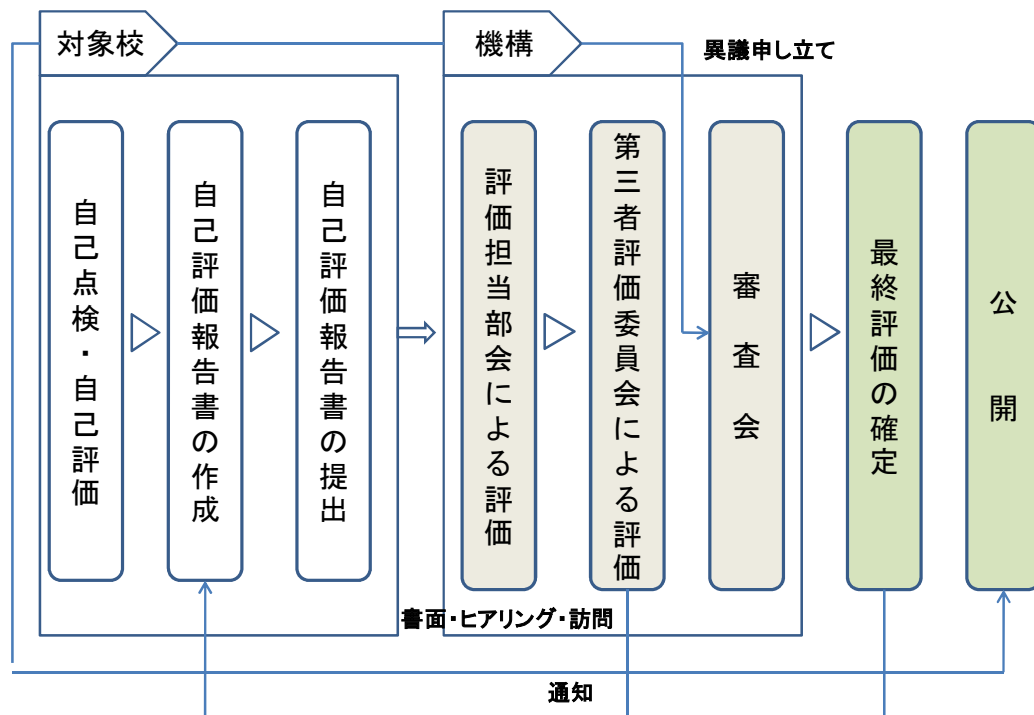
(2) 方針 専門学校等第三者評価の方針は以下のとおりです。

- ① 「専門学校等評価基準」に基づく評価
- ② 自己評価に基づく評価
- ③ 業界関係者など外部者も含む評価
- ④ 透明性・公開性の高い評価

評価の全体像

(1) 評価のステップ

第三者評価は、対象校の自己点検・自己評価から始まる以下の手順で実施されます。



① 自己点検・自己評価の実施

第一のステップは、評価を受ける学校による自己点検・自己評価の実施です。第三者評価における自己点検・自己評価は、各校が自主的に行う自己点検・自己評価とは異なっています。自主的に行う自己点検・自己評価は、評価基準や評価方法の設定や選択は、各学校が任意に決めます。もちろんモデルとしての評価基準や評価方法が外部に存在し（機構においても、自己点検・自己評価推進事業の一環として「自己点検・自己評価基準」や「東京フォーマット」などのモデルを作成し利用に供しています。）、これを多くの学校が活用することはありますが、原則はあくまでも学校の自主的な自己点検・自己評価です。

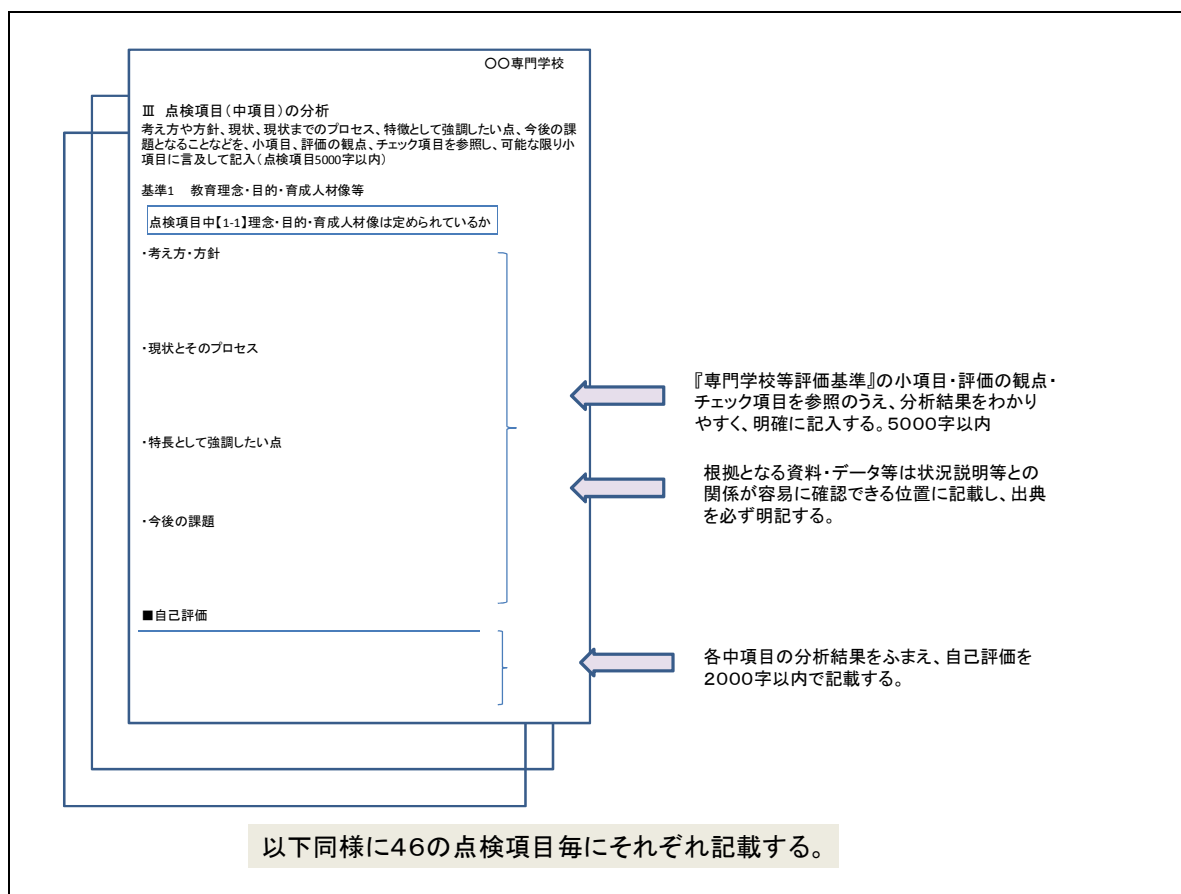
これに対して、第三者評価における自己点検・自己評価は、第三者評価を行う機構が定めた「専門学校等評価基準」と評価方法に基づき、評価を受ける学校が実施しその結果は、第三者評価の原資料となります。

機構が用意する評価基準は、自己点検・自己評価推進事業における自己点検・自己評価と同じ考えで設定されています。

②自己評価報告書の作成と提出

I 10ある基準項目（大項目 資料「評価基準項目」参照）のそれぞれについて、学校運営についての考え方の基本、取り組みの方向、また、それらの基本方針の背景となる状況など1基準につき、最大3500字以内で記述します。この内容は、学校の根幹の考え方を示すものですから、学校トップ自らによるか、もしくはその全面的な関与のもとに記述することが求められます。

II 評価基準における点検項目（中項目 資料「評価基準項目」参照）毎に学校は、
④考え方や方針、現状、現状までのプロセス、特徴として強調したい点、今後の課題となる点を、評価基準における小項目、評価の観点、チェック項目を参照し可能な限り小項目で求めている内容に言及して、自己評価報告書に記入します（1点検項目につき最大5000字まで）。またその上で、
⑤その点検項目についての自己評価を記入します。（以下の記載イメージ参照、最大2000字まで）また、記入内容と関連する資料も添付して、この報告書を機構に提出します。



*小項目、評価の観点及びチェック項目について

これらは、点検項目（中項目）について自己点検、自己評価を進める際の参考としてください。これらに挙げられていない点検のための小項目や視点などがあればその根拠を記した上で、項目や視点を追加してください。

③機構による評価の実施

学校の提出した自己評価報告書に対し、機構は以下の4段階で評価を実施します。

I 評価担当部会による評価

学校毎に設置した評価担当部会は、最初に評価を担当し第三者評価原案を作成します。評価は以下の3つの方法で行います。

㉔書面審査

部会委員が自己評価報告書の内容、関連資料を精査します。各点検項目への評価の基本方針、報告内容の不明点、不足資料、確認を要する点などを明確にし整理します。

㉕ヒアリング調査

部会委員は機構が指定した場所で、学校関係者に対して、書面調査時における不明点などの確認、不足する資料の有無や再提示の依頼、評価に関する裏付けなどを行います。

㉖訪問調査

点検項目のうち、実際に学校において確認を要する内容については、部会委員が学校に出向き、学校関係者の立会のもとに調査・確認します。

以上の調査を踏まえ、46項目の点検項目(中項目)の評価と10の大項目についての担当部会のコメントを内容とした評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出します。

II 第三者評価委員会による評価

学校による自己評価報告書及び関連資料と評価担当部会の評価とその内容を記した評価原案に対し担当部会の評価の妥当性、論理性、公平性などを検討し、問題点があれば、担当部会に確認や追加説明などの提出を求めます。その上で、機構としての第一次評価を確定し、学校に通知します。

III 学校による異議申し立て

機構から通知を受けた学校は評価の内容について確認し、点検項目の評価結果とコメントについて、不服があるときは、その根拠と関連する資料などを提示し、異議を申し立てることができます。

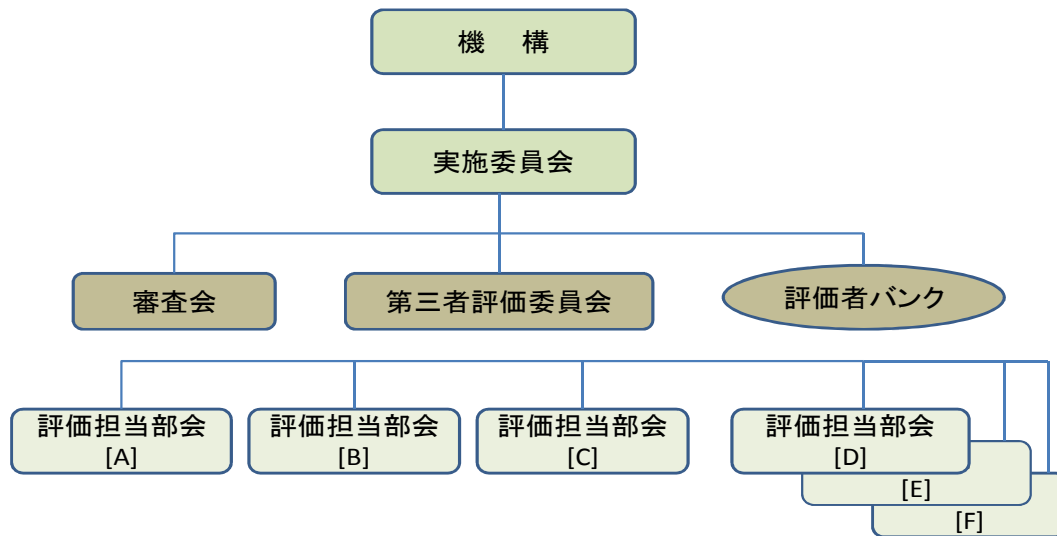
IV 審査会の最終評価

審査会は、学校から提出された異議の内容を、自己評価報告書、機構による第一次評価と照らし合わせて審査し、最終的な評価を確定します。

④実施校への通知と公開

審査会による最終評価は、学校側に通知されます。学校は、これを書面による閲覧やホームページへの掲載などの方法で公開しなければなりません。

(2) 機構の第3者評価実施体制



※評価担当部会は評価を受ける学校ごとに設置する。

①実施委員会の役割と構成

第三者評価事業の運営全般を担当。理事会が選考する若干名で構成します。

②第三者委員会の構成

教育についての専門家・学識者1名、専門学校関係者(教務部長、事務局長レベル以上)2名、計3名で構成。委員の選考は理事会で行います。

③評価担当部会の構成

専門学校関係者(上記に同じ)2名、同分野の業界関係者2名、教育についての専門家・学識者1名、会計士1名の計6名で構成。評価を受ける学校の専門分野が2分野で収まらない場合は、分野の増加分に対応した同分野の業界関係者を増やすこととします。委員の選考は実施委員会が行います。

④審査会の構成

機構の理事会が選考した3名(実施委員会、第三者評価委員会、担当部会の各委員は対象外)で構成します。

⑤評価者バンクの役割と構成

第三者評価事業を円滑に進めるために、評価者バンクを設け、会員校や業界などに評価者の推薦を依頼し、評価者候補として予め登録しています。登録者は専門学校等第三者評価事業の意義、概要、評価の方法などの知識習得や評価をするための訓練を目的とした研修を受講して実際の評価に備えています。

第三者評価システムの特徴

専門学校等第三者評価システムには、他の高等教育機関に対する第三者評価に比べ、以下に示すように評価基準設定の原点や教育評価のありかた、そして、評価の表現方法などに大きな特徴があります。これらの特徴は、専門学校等第三者評価事業の意図とも関連するものです。

(1) 評価基準の視座と第三者評価事業意図

専門学校を評価する基準をどういうところから設定するか、その基準設定の視座には、以下の3つがあります。また、これらの視座は、第三者評価事業の2つの意図を反映したものです。

①法令・設置基準をクリアしているか

②一般に高等教育に求められる事項や水準を満たしているか

→ ①及び②は、大学の第三者評価に求められる視座と共通

専門学校等第三者評価において、①、②のような視座から評価基準が設定され、これに対し、各専門学校がしっかりと自己点検・自己評価に基づき第三者評価を受け、その結果を公表することにより、専門学校が大学等と同じく高等教育機関としての諸要件を満たしていることを広く世間に認知してもらうことができます。

③学校・学科に対応する（＝卒業生が活躍する）

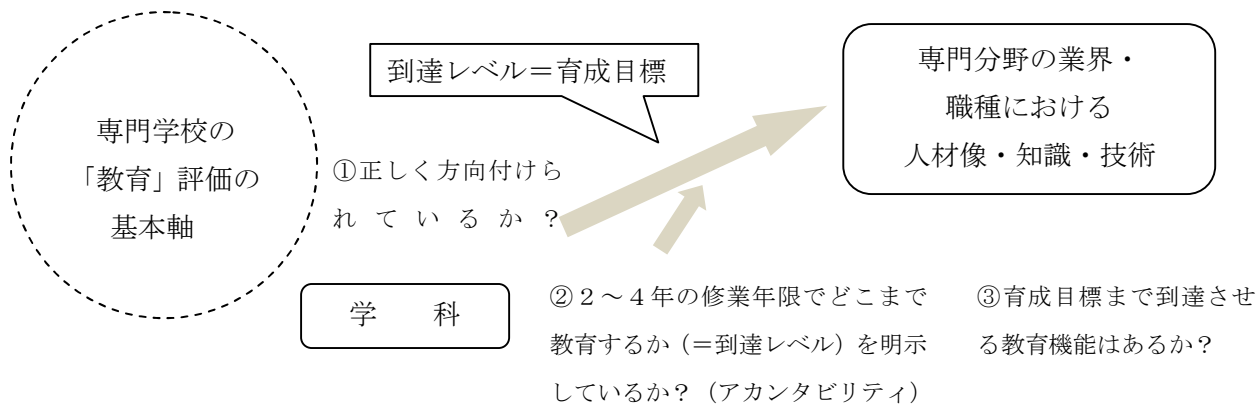
専門分野の業界・職種における人材要件（知識・技術・人間性等）
に基づく教育であるか

→ ③は、職業教育機関である専門学校に特徴的な視座

また、専門分野の業界からの評価については、職業教育機関であるからこそ明確に括りだせる評価観点であり、教育に関する評価を専門学校等第三者評価の大きな特徴とさせるものです。

(2) 教育評価の明確性

(1)で触れたように、専門分野の業界、職種における人材要件に基づく教育という点では、専門学校の第三者評価の特徴であり、特に教育に関する評価項目において、明確な評価点検項目を打ち出すことにつながっています。



①学科学習目標の方向付けの正しさ

学科学習目標は学生が、卒業後活動することになる業界や専門分野の職種において求められている人材要件（知識・技術・人間性等）に沿って方向付けられている必要があります。学科学習を設置した時には正しく方向付けられていたとしても職業現場において、人材要件に変化が生じていないか常に確認し、学科学習の教育目標を最新の人材要件に合わせておくことが必要です。

また、資格取得を掲げる学科学習であっても、資格取得のみを目標にするだけでなく、その資格が作られることになった背景、すなわち、現在の職種や業界の人材要件を確認し、卒業後の活動において、資格だけでは不足する要件があれば、教育目標に追加し目標を修正していくことが必要です。

②教育到達レベルのアカンタビリティ

学科学習がそれぞれ専門的な職業現場の人材要件に方向付けられているとして、学科学習はその要件のうちどこまでを生徒に獲得させようとしているのか、教育到達レベルを明確にすることが求められます。これまでは、大学などとの大まかな対比において、‘専門学校生は即戦力’ということがよくいわれました。これからは高度専門士を目指す4年制専門学校の増加など修業年限の長期化や多様化が進みます。学科学習の修了時に職業現場の人材要件のうちどこまでを学生に獲得させるかについて、具体的に明確にする責任が学校にはあります。また、その説明によって、専門学校が行う職業教育の内容を明確化させ、専門学校教育への信頼を勝ち取ることに繋がります。

③教育到達レベルのアカンタビリティ

学科学習が職業現場の人材要件に方向付けられ、その要件のどこまでを教育するのかを学校が明らかにすることができるのなら、次はどのようにそのレベルまで到達させることができるのか、学科学習の教育機能が重要な評価軸になります。カリキュラム、教員、実習内容、教材、施設及び設備など教育内容の状況と実績などトータルな教育活動内容が問われることとなります。

(3) 評価の最終表現

専門学校等第三評価の評価結果をどのように表すかという点、評価の最終表現の方法に次のような特徴が挙げられます。

①点検項目の評価結果の提示

第三者評価の結果は、点検項目(中項目)について、「可」または「否」の判定とその判断理由をコメントによって示すかたちで学校に通知します。

これら点検項目(中項目)は、評価体系としては、大項目にそれぞれ属します。一般には、また、学校の機関別評価という観点からは、学校全体に対しても「基準を満たしているか」という評価を行うのが普通です。

しかし、今回の専門学校等第三者評価では、大項目毎、また、学校全体に対しての自己点検・自己評価は学校に求めています。また、機構側の評価においても、同様に大項目毎、学校全体の評価は、行いません。機構としては、点検項目(中項目)の評価結果から大項目以上の段階の評価を導く理論的な根拠を見出すことは難しいと考えます。

例えば「ある大項目に属する点検項目(中項目)の8割が基準を満たしていれば、その大項目も基準を満たしているとみなす」というような処理で、上位項目の評価をすることは論理的とはいえません。

点検項目(中項目)の分析・評価内容は、それぞれが学校の活動や状況を具体的に示しています。この結果を公開し専門学校の実質を具体的にみてもらうことが重要であると機構は考えます。

また、ある点検項目(中項目)が、評価対象に対し、何らかの理由で評価項目として不適の場合、可否対象外として「適用外」と表示し、コメント欄にその理由を記すことがあります。

②「可(基準を満たしている)」「否(基準を満たしていない)」のみを表現。可否の程度は示さない

既に述べたように、点検項目(中項目)の評価、「可」または「否」の判断結果とその理由を示すのみとします。基準に対して「大いに」とか「非常に」または「やや」などの程度を表す言葉とともに、基準を上回るあるいは下回る段階を設ける評価方式がありますが、今回は採用しません。段階分けを根拠づける基準や理論が見いだせないことが大きな理由です。①で述べたように評価結果だけでなく、個々の評価の具体的な内容を知ってもらうことが重要と考えるためです。

③10の基準項目(大項目)についての総合コメントを示す

各基準項目(大項目)について、評価担当部会が総合コメントをつけます。総合コメントは、大項目内の点検項目(中項目)評価の概観や学校の特徴、点検項目(中項目)の評価を見ていく上で、ガイドの役割を果たします。

2 平成 21 年度第三者評価事業の実施状況

(1) 募集案内

平成 21 年 5 月 20 日

「平成 21 年度専門学校等第三者評価実施要項」を定め、会員校」に文書通知

(2) 評価申込校への説明

申込校に対して、個別に提出資料、注意事項などを説明

(3) 第三者評価実施校 ※ 都道府県別、50 音順、() 内は学校所在地を示す。

- ① 東京コミュニケーションアート専門学校 (東京都 江戸川区)
- ② 日体柔整専門学校 (東京都 世田谷区)
- ③ 早稲田速記医療福祉専門学校 (東京都 豊島区)
- ④ 大阪スクールオブミュージック専門学校 (大阪府 大阪市)
- ⑤ 福岡コミュニケーションアート専門学校 (福岡県 福岡市)

(4) 第三者評価の実施体制

第三者評価の実施体制図については、本書 5 ページをご覧ください。

① 第三者評価実施委員会

第三者評価事業の運営全般を担当

委員長 佐藤 武揚 (学校評価検討委員会 副委員長・第二調査部会長)

委員 秋葉 英一 (// 第一調査部会長)

委員 木下 豊 (// 第一調査副部会長)

委員 関口 正雄 (// 第二調査副部会長)

② 第三者評価の評価員 (別記の名簿のとおり)

・第三者評価委員会

評価担当部会の評価原案の妥当性、論理性、公平性などを審査。

1 委員会につき、学識者 1 名、専門学校関係者 2 名で構成

・評価担当部会

評価対象校毎に設置し、書面調査、ヒアリング調査、学校訪問調査をもとに評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出する。

1 部会につき、学識者 1 名、企業関係 2 名、専門学校 2 名、公認会計士 1 名で構成。

・審査会

第三者評価委員会の評価結果に対する異議申し立てを審査。機構役員及び専門学校関係者係者 3 名で構成。

(5) 評価業務の実施状況

① 第三者評価業務の実施方法

本書2ページ掲載の「評価のステップ図」に沿って実施した。

② 自己評価報告書の提出

平成21年9月～12月

③ 評価業務の実施期間

平成22年1月～22年3月

(6) 評価結果の公開

① 評価を受けた学校においては、機構から通知された評価報告書（全文）を閲覧、印刷物配布、ホームページ掲載など、適切な方法を選択して公開する。

② 機構においては、評価報告書（全文）を出版物として作成するとともに、機構ホームページにも掲載し、一般に入手できるようにする。

(別記)

第三者評価・評価員名簿

(敬称略・各欄50音順)

1 第三者評価委員会

飯 忍・木矢邦雄・栗原正吏・佐藤武揚・関口正雄

2 評価担当部会委員等

(1) 学識者

佐藤光生・高橋善夫・田宮 正・山本碩一

(2) 企業関係者

浦碩雄・岡本和久・帯谷隆・櫻井弘・高野てるみ・高山正喜久・長谷川喜一
原大二郎・福村昭・牧山直樹・薬真寺昭彦

(3) 専門学校関係者

小平達夫・高瀬恵吾・高橋 稔・朝武純子・庭野寛之・平沢政彦・船山世界
前原晴彦・松本茂之介

(4) 公認会計士

清水秀樹

(5) 評価業務協力者

畑野勇・福嶋ゆい・古屋星斗

(参 考)

平成 20 年度第三者評価実施校

※ 都道府県別・50 音順。() 内は学校所在地

- ① 専門学校神田外語学院 (東京都世田谷区)
- ② 東京医薬専門学校 (東京都江戸川区)
- ③ 東京福祉専門学校 (東京都江戸川区)

平成 19 年度第三者評価実施校

※ 都道府県別・50 音順。() 内は学校所在地

- ① 東京栄養食糧専門学校 (東京都世田谷区)
- ② 東京スポーツ・レクリエーション専門学校(東京都江戸川区)
- ③ 東京YMC A医療福祉専門学校(東京都国立市)
- ④ 日本電子専門学校(東京都新宿区)
- ⑤ 日本リハビリテーション専門学校(東京都豊島区)
- ⑥ ホスピタリティ ツーリズム専門学校(東京都中野区)
- ⑦ 臨床福祉専門学校(東京都江東区)
- ⑧ 島根リハビリテーション学院(島根県奥出雲町)